

食の安全安心・食育部会報告

第 3 次熊本市食の安全安心・食育推進計画 (素案)

に関するパブリックコメントの結果について

第3次熊本市食の安全安心・食育推進計画（素案）に関する
パブリックコメントの結果について

平成31年1月25日

健康福祉局保健衛生部 健康づくり推進課

第3次熊本市食の安全安心・食育推進計画（素案）について、市民の皆様からご意見を募集したところ、下記のようなご意見をいただきました。ありがとうございました。なお、公表にあたりましては、取りまとめの都合上、ご意見を案件ごとに集約させていただきました。

記

- 1 意見募集期間 平成30年11月26日～平成30年12月26日
- 2 意見募集結果の公表日 平成31年1月25日
- 3 ご意見の提出状況 ご意見を提出された方の人数 6名
ご意見の件数（まとめごと） 14件
- 4 提出されたご意見と、それに対する本市の考え方 別紙記載のとおり
いただいたご意見は、趣旨を要約させていただいております。また、同内容のご意見は一項目として取りまとめさせていただきました。

（内訳）

【対応1（補足修正）】

ご意見を踏まえて素案を補足修正または追加記載したもの 1件

【対応2（既記載）】

既にご意見の趣旨、考え方を盛り込んでいる、あるいは同種の記載をしているもの 5件

【対応3（説明・理解）】

市としての考えを説明し、ご理解いただくもの 7件

【対応4（事業参考）】

素案には盛り込めないが、事業実施段階で考慮すべき事として今後の参考とするもの 1件

【対応5（その他）】

素案に対する意見ではないが、意見として伺ったもの 0件

5 意見募集結果資料の入手方法

熊本市ホームページに掲載しており、また、健康づくり推進課、食品保健課、情報公開窓口、区役所（中央区役所を除く。）、まちづくりセンター（中央区まちづくりセンターを除く。）、中央区まちづくりセンター大江交流室、中央区まちづくりセンター五福交流室、河内まちづくりセンター河内交流室、河内まちづくりセンター芳野分室、城南まちづくりセンター城南交流室、総合保健福祉センター（ウェルパルクまもと）及び各地域コミュニティセンターでも閲覧できます。

【問い合わせ先】

《食育の推進分野》
健康づくり推進課
担当：丸内、木籾
電話番号：096-361-2145

《食の安全安心分野》
食品保健課
担当：田中、東
電話番号：096-364-3188

提出されたご意見とそれに対する本市の考え方【食の安全安心の確保】

	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
1	生産段階における食品の安全性の確保	<p>残留農薬に対する市民の不安感の原因は、生産者が基準を守っているかどうか、基準自体が適切なのかどうか、生産者は基準を守り続けていくのかどうか、ということではないでしょうか。その不安感を取り除いていくためには、現在使用されている農薬の種類とそれに含まれる化学物質の名称や、残留の程度、その摂取量に対して起こる健康被害の確率、農地や水質に及ぼす影響などを明確にした上で、公表、宣伝し、市民が議論し、適切な妥協点を見いだせるようにしなければなりません。</p> <p>もし、人体や環境への影響が不明ならば不明と公表し、その化学物質が原因と思われる事象が発生している場合は、その疑いがある旨も公表しなければなりません。</p> <p>このようなことを盛り込んで頂くことを希望します。</p>	<p>国内で使用される農薬は、登録制度によって審査され、安全が確保されるよう、作物への残留や環境への影響を考慮して基準が設定され、この基準を越えないよう使用方法が定められています。</p> <p>基準値設定の方法等は、農林水産省のホームページで公開されています。 (http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tisiki/tisiki.html)</p> <p>農薬の安全は、登録された農薬について定められた使用方法を遵守することで確保されます。</p> <p>そこで、本市の施策としては、農産物の生産指導の中で、農薬を使用した記録を必ず残すこと(生産履歴記帳)を各農家に指導していきます。(計画のp.38,39に記載しております。)</p> <p>また、残留農薬の基準など行政が行っているリスク管理の内容については、出前教室や安全安心体験事業等の場で、消費者、食品事業者、行政間の情報共有と意見交換を行い、相互理解に努めていきます。(計画のp.52,53に記載しております。)</p>	【対応2】 (既記載)
2		<p>主要農作物種子法が廃止されました。また、自由貿易協定により、いくら食育の普及をしても、安全な食べ物を選ぶことも、適切な価格で購入することもできなくなる準備がほぼ整いました。ですので、自治体ができることをするという意味で、国が廃止した種子法と同様の条例を作るべきと考えます。また、条例ができるまでの間、貴部署の裁量が可能で最大の範囲で種子法の意図することを実行していただきたいと思えます。</p>	<p>主要農作物種子法は、平成30年3月31日で廃止されましたが、熊本県においては「熊本県主要農作物種子生産改善対策事業運営要領(平成30年4月1日施行)」を制定し、主要農産物(稲、大麦、はだか麦及び大豆をいう。いずれも食用又は醸造用に限る。)の種子の安定的な生産確保や推奨品種の開発等に取り組んでおり、これまでと同様の取組が確保されています。</p> <p>なお、本市においても、熊本県と連携を図ってまいります。</p>	【対応3】 (説明・理解)
3		<p>熊本の基幹産業である農業のあり方を軌道修正(自然農法の推進)するべく、関係機関で協議して頂きたい。</p>	<p>平成29年度に策定した第2次熊本市農水産業計画において、環境保全型農業の推進を位置付けており、化学農薬・化学肥料の使用を低減する技術や資材の導入支援に取り組んでいます。なお、ご提案の農法への転換は農作物の安定生産等の観点から課題が多い状況です。今後とも環境に配慮した農業の推進に取り組んでまいります。</p>	【対応3】 (説明・理解)
4		<p>食の安全と安心をより高める為に特に県内や熊本市域内における生産農畜産物、水産物のトレーサビリティの確立の推進を加えてほしいと思えます。この取り組みはGAP認証にも有効と考えます。</p>	<p>御意見のとおり、トレーサビリティの確立は食の安全安心を高めるために重要であり、生産者等を対象とした研修会等を実施して、意識向上を図っています。(計画のp.39に記載しております。)</p>	【対応2】 (既記載)

5	生産段階における食品の安全性の確保	<p>遺伝子組み換え作物等健康への影響が不明な生産物は、熊本市域内での生産はできないようにすることを条例で定めることも必要です。</p>	<p>遺伝子組換え食品は、食品衛生法に基づき専門家で構成される食品安全委員会(遺伝子組換え食品等専門調査会)において、最新の科学的知見により安全性の評価(食品健康影響評価)が行われており、その結果、安全性に問題がないと判断した食品として、平成30年11月26日現在、食品8作物(319品種)、添加物17種類(40品目)のみを厚生労働省が販売・流通を認めています。</p> <p>このように、遺伝子組換え食品の安全性確保のため、国において適正な管理がなされていることから、本市としては、現時点で二重に規制する条例の制定は考えておりません。</p> <p>なお、本市において遺伝子組換え作物の商業栽培や試験栽培などの動きはありません。</p>	【対応3】 (説明・理解)
6	食に関する相談窓口の充実	<p>市民が簡単に飲食店などでの食品の安全、衛生管理の不安について通報できる窓口があれば(すでにあるならその情報を周知してほしい)不適切な店の情報を行政が把握しやすくなり、店側もより一層、安全衛生管理に気をつかうようになるのではないのでしょうか。</p> <p>また、市民から通報があった場合、行政としてどのような対応をしてもらえるのかも情報開示してほしい。</p>	<p>熊本市民の方の食品の安全、衛生管理の不安などの相談は、熊本市保健所食品保健課(TEL096-364-3188)で受け付けています。</p> <p>食品による体調異常などの健康被害に関する相談は、緊急連絡体制で常時対応でき、そのことは、毎年「市政だより」に掲載しており、今年度は「6月号」のp.12「くらしの情報 保存版 平成30年度 保健所メモ」のページに掲載しております。</p> <p>通報(相談)を受け付けた際には、どのような対応をするかを各相談者の方へ説明し、納得頂きながら調査を進め、調査終了後、結果を報告しています。(計画のp.55に記載しております。)</p>	【対応2】 (既記載)

7	市民意見の施策への反映	<p>学校給食で使われている味噌、醤油、油といった、ほぼ毎日使用する調味料を、遺伝子組み換え原料、人工甘味料、着色料、化学調味料等が不使用の、安全なものに変えてほしい。</p> <p>現在学校給食で使われている主な調味料の成分表を市民に広く公開し、遺伝子組み換え原料や添加物不使用で安全な製品を作っている会社の製品を利用して、熊本の食の質向上に取り組んでいる企業を応援してください。</p> <p>また、無農薬野菜や果物を給食でも積極的に取り入れて、食肉についても遺伝子組み換え飼料や抗生物質等を使用しないで育てられた肉を使用してほしい。</p>	<p>本市の学校給食に使用する食材につきましては、「熊本市学校給食用物資納品規格集」を作成し、「食品衛生法、日本農林規格に関する法律等の規制に適合するものであること」「食材は、遺伝子組み換え食品を使用しないこと」「食品表示規定に基づく食品表示基準に則した表示を行うこと」を原則とし厳密な納品規格を定めております。</p> <p>調味料などの一般物資については物資購入委員会、青果物については青果物査定会、食肉については食肉査定会を実施し、学校関係者、保護者代表、保健所食品衛生監視員等を委員とし、安全で安心な学校給食用物資を選定しております。</p> <p>青果物については特別栽培農産物(減農薬)やエコファーマー認定を受けた産物を積極的に取り入れるとともに、産地確認や圃場(ほじょう:作物を栽培する田畑や農園のこと)視察による栽培方法の確認などを行い、給食用物資としての安全性が確保できているか確認を行なっております。</p> <p>食肉については産地、生産者等を確認し国産を選定しております。今後は飼料の内容が確認できる方法を研究するなど安全性の確保に努めてまいります。</p>	【対応3】 (説明・理解)
8	市民意見の施策への反映	<p>遺伝子組み換え作物栽培による環境への害や健康へのリスク、食品加工の際にどんなものに遺伝子組み換え原料が使われているか、添加物の表示について、無農薬野菜を選ぶメリットなどについての知識を広め、子供から大人まで全ての消費者が自分の健康と食の安全を守るための選択ができるようになる教育をしてください。</p>	<p>食品に、添加物が使用されている場合や、遺伝子組み換え作物が原材料で使用されている場合は、その旨が表示され、市民(消費者)が選択できるような制度になっており、また、農作物については、残留農薬基準値未満の作物のみが流通するよう生産者も管理し、行政もチェックを行っており、それらについて出前講座等で説明を行っています。</p>	【対応3】 (説明・理解)

提出されたご意見とそれに対する本市の考え方【食育の推進】

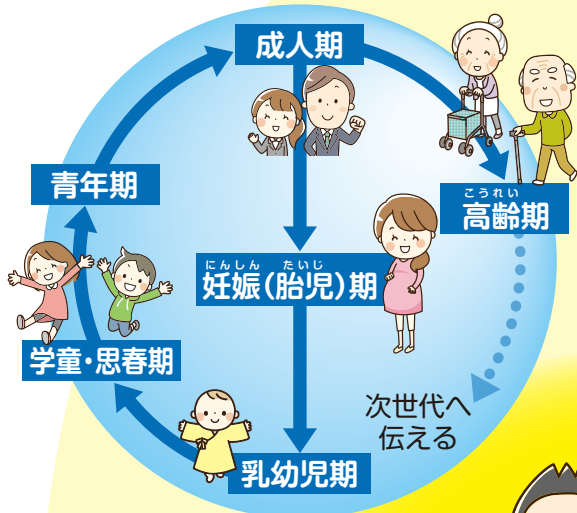
	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
1	健康寿命の延伸に向けた食に関する情報の発信	・健康長寿のための食と健康に関する情報が溢れる中、生活習慣病等の課題が大きい。本計画のなかで、行政管理栄養士等による市民の健康に役立つ食のあり方等、きめ細かな食育・食生活指導のための具体的・実践的な方策が必要ではないか。	ご意見の部分については、計画の食育の推進分野の基本的施策Ⅱ「健全な食生活を実践するための環境整備」(p.61,66～71)に具体的取組を記載しております。	【対応2】 (既記載)
2	食生活改善を支援する食育支援団体のネットワークの整備	・食の安全・安心の確保分野の検証指標の11.「健康くまもと21推進会議、食の安全安心・食育部会の開催数」とあるが、広く市民に向け、食と健康について様々な啓発活動を実践している「熊本市食生活改善推進員」の活動については、現状値や目標値もなく、その価値も無視されていないか。	食生活改善推進員の皆様の日頃の活動は、地域住民の食生活の改善のため、大きく貢献いただいていると認識しております。計画のp.31に、食育の推進分野の検証指標の11.「食育の推進に関するボランティア数」として、熊本市食生活改善推進員養成数も計上しております。 また、計画のp.68,69に、食育の推進分野の基本的施策Ⅱ「健全な食生活を実践するための環境整備」の施策(2)として、「食生活改善をサポートする人材の育成」も掲げており、さらには、同p.74,75、同基本的施策Ⅲ「市民運動としての食育の展開」の施策(2)食育支援団体のネットワークの整備において、食生活改善推進員等との連携・取組も記載しております。 ご意見を踏まえ、計画p.26の食育の推進の取組みの展開図の中に、地域におけるボランティア等を追記いたします。	【対応1】 (補足修正)
3	地域における食育の展開	食育の推進に、小中学校における給食指導や給食の時間の経験は、大きな影響を及ぼすと考える。給食を通して、中学生の食に対する意識がどう変化しているかについて、関連する検証指標に盛り込んではどうか？(例)中学校における給食試食会開催数 小学校は美味しいと聞かすが、中学生の娘から「給食が美味しくない」、「量が多い」、「無言給食が嫌だ」など、ネガティブな言葉しか聞かない。	ご意見の通り、小中学校における学校給食を中心とした食の体験は、子どもたちの将来の食に対する考えや行動に大きく影響すると考えます。中学校において食育の趣旨と異なる現状が見受けられるということですが、機会を捉えて食育の重要性を学校現場に指導し、理解を促していくよう努めてまいります。 なお、計画では、給食の時間をはじめ、関連する教科等における食に関する指導を総合的に推進していくことをp.65に記載しております。	【対応3】 (説明・理解)

4	地産地消の促進	<p>給食の原材料での地産地消を基本にして、熊本市域内、手に入らない場合は、なるべく近くで生産される県内産品、九州内等、具体的な目安を定めて選定をするよう明記してほしい。どこで誰がどうやって生産したのか、わかるもの、顔の見える関係を作ることが、子どもたちにとってのふるさとへの理解を促し、同時に、将来を担う子どもたちに食を提供する意識を強くすることで生産者の安全安心な生産への思いがより高められると思います。</p>	<p>ご意見の部分については、計画のp.80,81に記載しております。</p> <p>本市の学校給食に使用する青果物については、毎月2回の青果物査定会において熊本市産を中心に選定しています。平成30年度は青果物75品目のうち熊本市産は41品目を使用予定です。また、圃場視察を行ったり、生産者との交流給食を実施したりして生産の様子や思いを児童生徒に伝えるようにしています。今後もそのような取組を継続し安心安全な学校給食提供を進めてまいります。</p>	【対応2】 (既記載)
5	食の循環や環境や環境を意識した食育の推進	<p>農業生産活動をしている障がい者就労施設等に対して、肥料も農薬も使用しなくても、活動が可能であることを理解してもらえよう情報提供することを提案します。</p>	<p>今後の取組みに対するご意見として、参考にさせていただきます。</p>	【対応4】 (事業参考)
6	食の循環や環境や環境を意識した食育の推進	<p>子ども達に対して、机上学習と実習体験により不耕起栽培による自然農法を行い、収穫して食べるために、各学校などに体験実習を行うための菜園や水田を開設することを提案します。</p>	<p>新学習指導要領総則にも「児童・生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。」とあります。本市としましても、学習指導要領に基づき、子どもたちの実態に応じた体験活動の一層の充実を図ってまいります。</p>	【対応3】 (説明・理解)

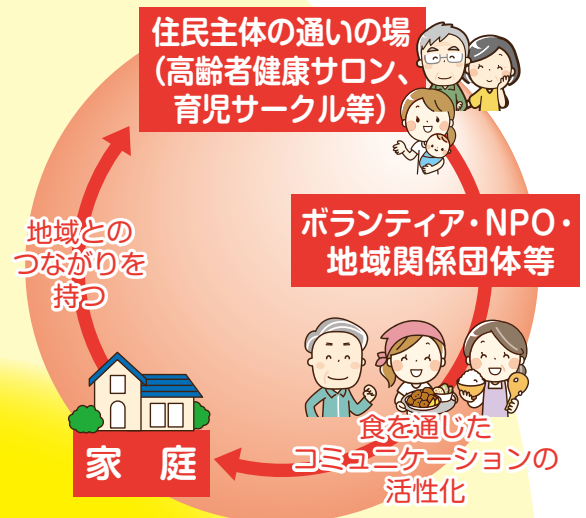
健康寿命の延伸

生涯にわたって、健全な心身を培い、豊かな人間性を育む

次世代へ伝承する食育・生涯にわたる世代の循環の環



食を通じたコミュニケーションで地域でつながる環



実践の環を
広げよう



健全な食生活の実践



市民の食を支える事業者の提案と消費者の利用による相乗効果の環



自然環境と生産から消費までの食べ物の循環の環